

## 第3章 計画の方向性

### 1 理念

# 共生の都・共生する社会

本市では、「共生の都・共生する社会」を理念とし、本計画を推進していきます。

長年にわたり本市の計画においては、国際障害者年（昭和 56 年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。それらの基本理念が重要な考え方であることは変わりありませんが、社会環境の変化等の現状を踏まえて、前計画では、「共生の都・共生する社会」を新たな理念として決めました。

障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」が掲げられ、仙台市基本構想では、目指すべき都市像のひとつとして「支え合う健やかな共生の都」が掲げられています。また、平成 26 年には、障害のある方の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が批准されました。これにより、障害のある方とない方が共生する社会の実現がますます重要なものとなっています。

本市の理念である「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであり、本計画においても継承していきます。

## 2 基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、  
誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる

障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認めあうことは大切なことです。一方で、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、外見でその人の障害を理解することには難しさもあり、なかには暮らしにくさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別が生じています。

そうした暮らしにくさや差別を解消するためには、障害に対する理解が社会に浸透し、市民の具体的な行動に結びつくことが重要であり、このことにより、本市が目指す「共生の都・共生する社会」という理念の実現につながります。

平成 28 年 4 月、本市では「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定し、障害理解の取り組みの拡大や、暮らしやすい生活を支える制度の充実に取り組んでおりますが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方が自立して社会に関わり、それぞれが持てる力を発揮できる機会が確保されるためにも、障害のある方ご本人が感じている様々な社会的障壁をなくしていくさらなる取り組みが求められています。

障害のあるなしに関わらず、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくためには、行政のみならず、障害のあるご本人やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、ともにつくっていくことが何より必要です。

もちろん、障害のある方、生きづらさを感じるあらゆる方々が、自分の意思で生き方を選び、社会のなかで自立して生活を営む権利が保障されることは大変重要です。それを前提として、障害のある方もない方も、互いに支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ため、本市では「障害理解」を基盤として施策を展開していきます。

### 3 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として、5つの基本方針を定めます。

- (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
- (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実
- (4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実
- (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

#### (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが不可欠です。そのため、幼児期から障害理解が進むようその浸透を図るとともに、障害を理由とする差別についての相談支援体制を整え、相談窓口でのタブレットを活用したコミュニケーション支援など、障害特性に応じたアクセシビリティの向上を図ることで、暮らしやすい生活の基盤をつくっていきます。

また、障害のある方への虐待の防止や成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進していきます。

#### (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そこで、発達相談支援センター（以下、「アーチル」という。）を中心として、児童発達支援センター等による地域における相談しやすい体制を強化するとともに、ライフステージに応じて子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して支援を推進していきます。

また、医療的ケア児や重症心身障害児など、特別な支援を必要とする児童に対する支援が不足している現状があることから、関係機関による協議の場の設置や短期入所サービスの充実など、必要な施策を展開していきます。

### (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるように、相談支援、生活支援、居住支援など様々な支援について、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、難病や発達障害、医療的ケアなど、一人ひとりの障害等の特性に応じた支援を展開していきます。

また、宮城県から事務権限が移譲される難病患者への支援については、独自事業の実施も含め、必要な施策を展開していきます。

### (4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

暮らしの中に生きがいを見つけられる機会として就労は重要です。障害特性に応じた働きやすい就労の場が生まれるよう、新たな業態の掘り起こしや企業などに対する啓発の取り組みを進めるとともに、多くの方が一般就労する機会を得られるよう支援を充実していきます。さらに、福祉的就労も含め、多様な就労環境づくりも推進していきます。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツやレクリエーション、芸術文化等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会をつくるとともに、障害のある方とない方が交流する場を創出していきます。

### (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、市有施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、災害に備えるための福祉避難所の整備などを進めます。さらに、(仮称)青葉障害者福祉センターや生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組み、生活環境の充実を進めます。

また、障害福祉分野で働く人材の確保が大きな課題になっていることから、障害福祉に従事する人材の確保・定着に向けた支援を行っていきます。

## 4 重点分野

本計画では、以下を重点分野と定め、施策の展開に注力していきます。

### (1) 市民に対する障害理解のさらなる促進

#### ① 地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進

障害のある方への理解や、障害のある方の社会参加を推進するため、企業・団体などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成していきます。

#### ② パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進

障害者スポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていきます。また、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、障害のある方とない方が障害者スポーツに親しむきっかけづくりを通して、障害者スポーツの振興を図ります。

#### ③ 文化芸術活動を通じた市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進

絵画や音楽などの文化芸術活動を通じて、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、「文化の祭典」でもある 2020 東京オリンピック・パラリンピックも見据え、広く市民に対して、障害を理由とする差別の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図ります。

### (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童への切れ目のない支援の充実

#### ① 子どもの発達に関する総合情報提供

早期療育の重要性を分かりやすく啓発するとともに、子育て・教育・福祉分野にわたる発達支援・子育て支援に関する相談窓口や支援事業などの情報を集約し、子どもの発達支援について総合的な情報提供を行っていきます。

#### ② 発達特性や環境に応じたライフステージごとの療育等の体制づくり

ライフステージに応じた支援の充実のため、児童発達支援センターの地域支援機能を拡充するとともに、アーチルと児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等との連携をより一層強化するなどの取り組みを進めます。

③ 子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化

幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、各機関における教職員研修や個々のケースへの対応等にあたり、発達障害の専門職による施設訪問支援や、アーチルとの双方向の情報共有等の連携を強化していきます。

(3) **重い障害等のある方に対する支援の充実**

① 重症心身障害児向けの放課後等デイサービス事業所の整備促進

重症心身障害児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進していきます。

② 重症心身障害児者に対する入浴事業の新設

自宅では入浴が難しい重症心身障害児者に対して生活に欠かせない入浴の場を提供することで、清潔で健康的な生活ができるようにしていきます。

③ 医療的ケア児者などが安心して利用することができる短期入所事業所の整備促進

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所の整備を促進していきます。

④ 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別支援計画作成の推進

災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者などを対象に、災害時個別支援計画の作成を推進し、日頃からの支援体制を構築していきます。

⑤ 中途視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた機能訓練、生活訓練などのきめ細かな支援の実施

障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、中途視覚障害、高次脳機能障害、難病など、高度な専門的支援を必要とする障害のある方に対して、心身の状況に応じた適切な機能訓練、生活訓練などのリハビリテーションを行っていきます。

#### (4) 地域で安心して暮らすための相談等支援体制の整備

##### ① 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の整備

在宅で生活する障害児者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点等を整備します。

##### ② 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの設置

障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を強化するための機関として、本計画期間内の基幹相談支援センターの設置を目指します。

##### ③ 精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実

精神障害のある方の家族に対する支援を推進するため、ピアサポーター（家族・精神障害当事者）の確保・育成を行い、相談支援などを行っていきます。

#### (5) 安定して働くことができる就労支援体制の整備

##### ① より幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発

障害のある方が能力や適性を活かした仕事を担うことができるよう、これまで以上に幅広い業種からの業務の掘り起こしを図ります。また、障害者雇用促進セミナー等において一般就労の多様な就労事例を取り上げるとともに、福祉的就労についてもふれあい製品フェア等において積極的な周知を行い、障害者就労の理解醸成を図ります。

##### ② 就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化

障害のある方の一層の経済的自立に向け、平成30年度より障害福祉サービスとして新たに創設される「就労定着支援事業」の実施事業所等において、障害のある方の就労に伴う生活面の課題への対応も含め、就労を継続するために必要となる支援を効果的に展開できるよう、事業所への訪問を伴う指導・助言等を強化します。

③ 企業等への個別訪問強化による障害のある方が働きやすい職場づくりの促進

障害のある方が働きやすい職場づくりをコンサルティングするジョブコーチ等を派遣することで、企業の障害理解の醸成や雇用環境整備支援を強化し、障害者雇用の促進につなげます。

(6) 地域に必要な機能のための基盤整備

① (仮称)青葉障害者福祉センターの整備

地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる「(仮称)青葉障害者福祉センター」について、整備に向けた取り組みを進めます。

② 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備

生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した重い障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保していきます。

③ 障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進

障害が重くなったり高齢になるなど、さらに介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいの場を確保していきます。

④ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援

障害福祉分野で働く人材の確保と定着のために、障害福祉分野で働く方のニーズ調査、事業者同士の情報交換会、職員の交流会などを実施していきます。

## 5 施策体系

本市施策は、基本方針に沿って以下のとおり体系的に整理して推進していきます。

### (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別解消
- ② 虐待防止・成年後見制度等

### (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

### (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

### (4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

- ① 一般就労・福祉的就労
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

### (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

## 6 各施策の概要

### (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

#### ① 理解促進・差別解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮の提供を進める庁内体制の整備等を継続して実施していきます。

#### ② 虐待防止・成年後見制度等

虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止についての普及啓発を進めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業を通じて、権利の擁護を図ります。

### (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

#### ① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、乳幼児健康診査や新生児等への訪問指導を行います。また、アーチルにおける発達障害の評価機能を強化し、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築していきます。

#### ② 保育・療育

幼稚園や保育所等の職員に対する療育相談や、児童に対する療育支援を実施するとともに、集団保育が可能な児童の障害児等保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能を充実していきます。

#### ③ 教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、特別支援教育との連携により、障害のある子どもへの支援の充実を図ります。

#### ④ 放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児に対する細かな配慮を行えるよう、学識経験者が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員体制の充実を進めていきます。

## ⑤ 家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児や医療的ケア児等に対する支援ネットワークを構築し、家族を取り巻く環境を整備していきます。

## (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

### ① 相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、アーチル）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、中途視覚障害者支援センター等）により相談支援を行います。

### ② 生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、小地域福祉ネットワーク活動の推進等を通じて、地域住民による支え合いの取り組みを推進していきます。

### ③ 居住支援

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの場を確保するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組んでいきます。

### ④ 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーターの活用、地域での生活を支える支援策の拡充等に取り組み、円滑な地域移行・定着を促進していきます。

### ⑤ 保健・医療・福祉連携

重症心身障害・医療的ケア児者に対する支援体制の整備を図るために、医療・福祉・教育などのネットワークを構築するとともに、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり者の支援や自殺予防の推進等に取り組んでいきます。

## ⑥ 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のある方の生活を支援するために、各種給付・手当等の充実に取り組んでいきます。

## (4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

### ① 一般就労・福祉的就労

障害特性に応じた多様な就労環境の整備や、優先調達の拡大など障害福祉サービス事業所で作られた製品の販売等を促進するとともに、企業に対する障害者雇用についての普及啓発や就労支援の連絡会の設置を進めるなど、障害者就労支援体制の充実に図ります。

### ② 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

### ③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化

障害者スポーツ教室や体験会の開催など、障害者スポーツについての参加機会を拡大するとともに、社会参加促進等を図るためのレクリエーションや、国際交流や音楽などの多様な芸術文化活動への参加機会を広げていきます。

### ④ 当事者活動

自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングを支援することで障害のある方の自主的な活動を推進するとともに、障害当事者のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

### ⑤ 移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成することや、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進します。

## ⑥ 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記等の各種奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通じて、障害特性に応じた意思疎通支援を充実していきます。

## (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

### ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

ひとにやさしいまちづくり条例に基づく建物等のバリアフリー化の推進や、バスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進していきます。

### ② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービスについても、円滑に実施できるように取り組みます。

### ③ 防災・減災等

災害時要援護者情報登録制度の推進や福祉避難所の整備、事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支え合いを促します。

### ④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント従事者養成研修を通じて、事業所において障害福祉を担う人材育成を側面から支援していきます。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係る施策を展開していきます。